

1 建築確認手数料・中間検査手数料・完了検査手数料

申請建築物の 床面積の合計		建築確認手数料			中間検査 手数料 ※4	完了検査 手数料 ※4、※5、※6
		審査料 ※1	構造審査加算 ※2	ルート2基準 審査加算※3		
30㎡以内のもの	特例有	10,000円	30,000円	78,000円	17,000円	16,000円
	特例無	28,000円			25,000円	24,000円
30㎡を超え、 100㎡以内のもの	特例有	17,000円			17,000円	19,000円
	特例無	34,000円			25,000円	26,000円
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	特例有	24,000円			24,000円	26,000円
	特例無	44,000円			30,000円	32,000円
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	特例有	38,000円	40,000円	35,000円	41,000円	
	特例無	68,000円		48,000円	56,000円	
500㎡を超え、 1,000㎡以内のもの		96,000円	60,000円	104,000円	77,000円	96,000円
1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの		140,000円			98,000円	130,000円
2,000㎡を超え、 5,000㎡以内のもの		310,000円	80,000円	112,000円	210,000円	230,000円
5,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの		410,000円			250,000円	280,000円
10,000㎡を超え、 20,000㎡以内のもの		560,000円	100,000円	120,000円	340,000円	360,000円
20,000㎡を超え、 50,000㎡以内のもの		800,000円			380,000円	420,000円
50,000㎡を超え、 100,000㎡以内のもの		1,240,000円	120,000円	140,000円	560,000円	630,000円
100,000㎡超		別途、見積りによる。				

※1 センターに確認申請と設計住宅性能評価若しくは長期使用構造等確認を併せて申請する場合には、10,000円減額します。

減額の対象は、確認の「特例無」のもの(計画の変更の確認を除きます。)に限ります。

※2 構造計算書の添付を要する建築物の場合、1棟の建築物につき加算します。なお、特別な方法(限界耐力計算法、エネルギー法、告示免震、耐震診断、通常火災終了時間に基づく設計法、特定避難時間に基づく設計法)による審査は、別途見積りとします。

※3 「ルート2基準審査」とは、建築基準法施行令第9条の3の確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準による構造審査です。

※2及び※3については、申請建築物が法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれを建築物1棟として取り扱います。

※4 センター以外の機関等が確認済証を交付した建築物の場合は、手数料を加算します(「5 センター以外の機関が確認済証を交付した建築物の中間・完了検査手数料の加算」をご覧ください)。

※5 建築物省エネ法の「建築物エネルギー消費性能基準」の適合検査を要する場合は、その適合検査をする部分の床面積の合計に応じて手数料を加算します。「6 建築物エネルギー消費性能基準の適合検査を要する場合の完了検査手数料の加算」、「7 省エネルギー消費性能を低下させる軽微な変更がある場合の完了検査手数料の加算」をご覧ください。

※6 センターに完了検査建築物に係る確認申請と「住宅性能評価又はまもりすまい保険」の申請がある場合は、1,000円減額します。また、完了検査の直前に仮使用認定通知書をセンターから交付された建築物については、仮使用認定のページをご覧ください。

◆特例有と特例無の建築物が混在する申請の場合の手数料は、特例無の表を適用します。

◇床面積の合計は、次の区分に応じて定める方法により面積を算定します。

①建築確認

(1)建築物を建築する場合((2)に掲げる場合を除く。)

当該建築に係る部分の床面積。ただし、建築物を同一棟で増築する場合は、当該建築に係る部分の床面積に既存床面積の1/2を加えた床面積(既存床面積が10,000㎡を超える場合は、別途見積り)

(2)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合

当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2

②中間検査 中間検査申請に係る建築物の、建築に係る部分の床面積の合計

③完了検査

(1)建築物を建築した場合(移転を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2)建築物を移転、又は大規模の修繕、規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の1/2

2 区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法、防火区画検証法、耐火性能検証法による設計を行った場合の確認申請手数料の加算

当該検証法ごとの床面積の合計	区画避難安全検証法 階避難安全検証法 全館避難安全検証法	防火区画検証法 耐火性能検証法
2,000㎡以内	36,000円	36,000円
2,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの	63,000円	63,000円
10,000㎡超	別途、見積りによる。	別途、見積りによる。

3 特定天井・天空率による設計を行った場合の確認申請手数料の加算

一の特定天井につき20,000円	一の建築物の天空率の設計につき20,000円
------------------	------------------------

4 建築設備、昇降機、工作物の確認・完了検査の手数料

	確認審査 ※9	確認を受けたものの 計画変更の場合 ※9	完了検査 ※9
建築設備 ※7 (小荷物専用昇降機を除く。)	22,000円	12,000円	31,000円
昇降機 ※7 (小荷物専用昇降機を除く。)	22,000円	12,000円	31,000円
小荷物専用昇降機	11,000円	6,000円	16,000円
工作物 ※8	19,000円※10	10,000円※8	22,000円

※7 手数料表の建築設備、昇降機は、法第87条の4で規定する建築設備、昇降機です。

※8 手数料表の工作物は、建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げるものに限りです。

※9 手数料は、建築設備、昇降機、工作物それぞれ1か所ごとの手数料となります。

※10 擁壁など1か所で連続する工作物でも形状、種類等が異なるため構造計算書が複数添付を要する場合は、表の額に、構造計算書が1件を超える毎に6,000円を加算します。

5 センター（建築主事等を含む）以外の機関等が確認済証を交付した建築物の中間・完了検査手数料の加算

申請建築物の床面積の合計	他機関が確認済証を交付した建築物の加算額
30㎡以内のもの	14,000円
30㎡を超え、 100㎡以内のもの	17,000円
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	34,000円
500㎡を超え、 1,000㎡以内のもの	48,000円
1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの	70,000円
2,000㎡を超え、 5,000㎡以内のもの	150,000円
5,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの	200,000円
10,000㎡を超え、 20,000㎡以内のもの	280,000円
20,000㎡を超え、 50,000㎡以内のもの	400,000円
50,000㎡を超え、 100,000㎡以内のもの	620,000円
100,000㎡超	別途、見積りによる。

6 建築物エネルギー消費性能基準の適合検査を要する場合の完了検査手数料の加算

建築物全体が建築物エネルギー消費性能適合性判定の計算対象から除外される用途の場合は加算しません。

建築物エネルギー消費性能基準の適合検査を要する部分の床面積の合計		センター(建築主事等を含む)から直前の確認済証の交付を受けた建築物		センター以外の者から直前の確認済証の交付を受けた建築物
		一戸建て専用住宅	左欄を除く建築物	
30㎡以内のもの	特例有	1,600円	3,200円	6,400円
	特例無	2,400円	4,800円	9,600円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	特例有	1,900円	3,800円	7,600円
	特例無	2,600円	5,200円	10,400円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	特例有	2,600円	5,200円	10,400円
	特例無	3,200円	6,400円	12,800円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	特例有	4,100円	8,200円	16,400円
	特例無	5,600円	11,200円	22,400円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		9,600円	19,200円	38,400円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		13,000円	26,000円	52,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		23,000円	46,000円	92,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		28,000円	56,000円	112,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの		36,000円	72,000円	144,000円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの		42,000円	84,000円	168,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの		63,000円	126,000円	252,000円
100,000㎡超		別途、見積もりによる。		

◆特例有と特例無の建築物が混在する申請の場合の手数料は、特例無の表を適用します。

7 建築物エネルギー消費性能を低下させる軽微な変更がある場合の完了検査手数料の加算

建築物エネルギー消費性能基準の適合検査を要する建築物で、省エネ基準に係る計画に変更(次の①又は②)がある場合に加算します。

- ①建築物省エネ法の一定範囲内で省エネルギー消費性能を低下させる軽微な変更(ルートB)
②「仕様基準」又は「誘導仕様基準」における軽微な変更(省エネルギー消費性能を向上させる変更のみの場合は加算しません。)
- なお、完了検査の直前までに、上記の軽微な変更について表7-2の通知書等を受け、当該通知書等と添付図書が提出される場合は加算しません。

<表7-1>

区分(※11)		加算額(※12)
センター(建築主事等を含む)から直前の通知書等の交付を受けた建築物	一戸建て専用住宅	判定料金(税抜)×1割
	上記以外の建築物	判定料金(税抜)×2割
センター以外の者から直前の通知書等の交付を受けた建築物	一戸建て専用住宅	判定料金(税抜)×2割
	上記以外の建築物	判定料金(税抜)×4割

※11 通知書等とは、表7-2の判定通知書等又は確認済証(仕様基準又は誘導仕様基準に基づき省エネ基準の適合検査を受ける建築物に限る)

※12 判定料金とはセンターの「建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程」に定める「単独申請の場合」から算出される判定料金となります(非住宅の部分は「モデル建物法」の額により算出します。)

<表7-2>

「通知書等」となるもの
1 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書又は同法規則に基づく軽微変更該当証明書
2 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
3 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定通知書
4 品確法(住宅の品質確保の促進等に関する法律)に定める住宅性能評価書
5 品確法に定める長期使用構造等であることの確認書又は長期優良住宅の促進に関する法律施行規則に定める軽微変更該当証明書

8 仮使用認定の手数料、仮使用認定を受けた建築物等の完了検査の手数料

●建築物の仮使用認定の手数料

仮使用認定に係る 床面積の合計	建築物の仮使用認定の手数料		
	基本手数料	昇降機加算	省エネ適合判定加算
		仮使用認定の申請部分に含まれる場合	仮使用認定の申請部分に省エネ適合判定を受けた部分が含まれる場合
200㎡以内のもの	48,000円	昇降機1基につき 31,000円 を加算します	仮使用認定の申請部分で、省エネ適合判定を要した部分の床面積の合計に応じ、 「6 建築物エネルギー消費性能基準の適合検査を要する場合の完了検査手数料の加算」
200㎡を超え、500㎡以内のもの	110,000円		
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	140,000円		
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	190,000円		
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	290,000円		
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	340,000円	小荷物専用昇降機1基につき 16,000円 を加算します	「7 建築物エネルギー消費性能を低下させる軽微な変更がある場合の完了検査手数料の加算」 (3ページをご覧ください。)
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	430,000円		
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	500,000円		
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	750,000円		
100,000㎡超			
	別途、見積もりによる。		

床面積の合計は、次の区分に応じて定める方法により面積を算定します。

- (1)建築物を建築した場合(移転を除く。) 仮使用認定の申請に係る部分の床面積
- (2)建築物を移転、又は大規模の修繕、規模の模様替をした場合 仮使用認定の申請に係る部分の床面積の1/2

●建築設備の仮使用認定の手数料

	建築設備 (小荷物専用昇降機を除く)	小荷物専用昇降機
仮使用認定の手数料	31,000円	16,000円

●再度受ける仮使用認定の手数料

- (1)仮使用認定を受ける部分を追加する場合(センターが直前の仮使用認定をした建築物に限る。) 当該追加する部分について、「建築物の仮使用認定の手数料」により算出した額
- (2)仮使用認定期間を変更する場合(センターが直前の仮使用認定をした建築物に限る。) 20,000円
- (3)(1)及び(2)以外の場合 仮使用認定申請に係る床面積の合計に応じ、「建築物の仮使用認定の手数料」により算出した額

●仮使用認定を受けた建築物に関する完了検査の手数料

<ご注意> 以下の取扱いは、直前の仮使用認定通知書をセンターから交付された建築物に関する完了検査の手数料です。これに該当しないものの完了検査の手数料は、通常の完了検査手数料となります。(1ページをご覧ください。)

- (1)建築等(建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をいう。以下同じ。)をする部分全てに仮使用認定通知書の交付を受けている完了検査

当該建築物全体の仮使用認定をセンターから受けた完了検査の手数料は、20,000円

(ただし、当該建築物が一戸建ての住宅の場合は8,000円)

- (2)建築等をする部分の一部に仮使用認定通知書の交付を受けている完了検査

ア 「完了検査の手数料の算出床面積」=「完了検査申請に係る建築物の床面積の合計」-「確認申請図書のとおり施工された仮使用認定部分の床面積」で完了検査の手数料を算出します。
また、この「完了検査の手数料の算出床面積」で省エネ適合判定を要した部分の加算額を算出します。

イ 完了検査申請に、仮使用認定を受けた法第87条の4で規定する昇降機がある場合は、この昇降機を除いて完了検査手数料を算出します。